

公 告

分任契約担当官

自衛隊和歌山地方協力本部長 高岡 良一

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 自衛隊和歌山地方協力本部（各事務所）で使用する電気	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和7年4月 1日（火） 0000 ～ 令和8年3月 31日（火） 2400	令和7年3月 10日（月） 1000	自衛隊和歌山 地方協力本部 応接室

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、『C等級』以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、前項第5号に定める「適合証明書」及び前項第12項に定める「特定電源割当計画書」（様式別途配布）を提出すること。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 提出期限

令和7年3月5日（水）17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、3月6日（木）までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、自衛隊和歌山地方協力本部において令和7年2月12日（水）から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX・電子メール等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08:30～16:30）
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）
- (6) 代金の支払い際は、一部現金を使用して払込を行なう。この際の振込手数料は業者側負担とする。

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

大まかな方針は以下の通り

- ・ 本入札は令和7年度予算（暫定予算を含む。）成立を前提とする。
- ・ 契約締結日は令和7年4月1日を基準とする。

11 その他

- (1) 郵便入札は、令和7年3月9日（日）17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページで閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。
- (6) 問い合わせ先

〒640-8287 和歌山県和歌山市築港1丁目14-6 自衛隊和歌山地方協力本部

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

自衛隊和歌山地方協力本部 総務課会計班 担当：栗須

TEL：073-422-5116

FAX：073-422-5118

メール：recruit1-wakayama@pco.mod.go.jp

（土日祝日に加えて、平日0830以前および1630以降は受信できない場合があります。

応答が無い場合はご一報下さい）

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

自衛隊和歌山地方協力本部 総務課管理班 担当：山本

TEL：073-422-5116

自衛隊和歌山地方協力本部仕様書		
自衛隊和歌山地方協力本部 (各事務所) で使用する電気	作 成	令和 7 年 1 月 1 7 日
	変 更	
	作 成 者	管理班長

1 概 要

(1) 需要場所

ア 有田募集案内所

〒649-0316 有田市宮崎町106-2

イ 田辺地域事務所

〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル

ウ 新宮地域事務所

〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階

(2) 業種及び用途

官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 電気供給様式等（各需要場所共通）

	従量電灯 A	低圧電力
① 供給電気方式	単相 3 線方式	3 相 3 線方式
② 供給電圧（標準電圧）	100V / 200V	200V
③ 標準周波数	60Hz	60Hz
④ 蓄熱式負荷設備の有無	無	無

(2) 低圧電力契約電力等

	有田 募集案内所	田辺 地域事務所	新宮 地域事務所
契約電力(kw)	2	3	4
力率(%)	90	90	90

(3) 予定使用電力等

別紙第 1 のとおり

※令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 1 1 月の使用電力実績及び予定使用電力等

(4) 使用期間

自 令和 7 年 4 月 1 日 00:00

至 令和 8 年 3 月 3 1 日 24:00

(5) 供給電力の種類

供給する電気の再生可能エネルギー比率に係る条件は、設定しない。

(6) 電気供給を受ける契約に関する契約方式

電力の調達に係る契約については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式による

(7) 再エネ比率の確認

供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を別紙第3「特定電源割当証明書様式例」に基づき書面にて提出すること。

(8) 特定電源割当計画書の提出

別紙第4「特定電源割当計画書様式例」に基づき書面にて提出すること。

(9) 電力量等の計量

- | | |
|-------------|------------------|
| ア 自動検針装置 | : 無 |
| イ 電力会社の検針方法 | : 訪問検針 |
| ウ 電力量計構成 | : 電力メーター |
| エ 計量日 | : 原則として、毎月1日とする。 |

(10) 需給地点

引込線を取付けする開閉器の電源接続点

(11) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(12) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

3 その他

- (1) 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (3) 本仕様書に規定していない事項は、関係法令に準拠するほか、協議により決定するものとする。

別紙第1

1 令和5年12月～令和6年11月使用実績 (単位: kwh)

	有田募集案内所		田辺地域事務所		新宮地域事務所	
	従量電灯	低圧電力	従量電力	低圧電力	従量電灯	低圧電力
令和5年12月	227	0	270	77	354	180
令和6年1月	369	0	255	222	307	208
令和6年2月	423	0	258	163	337	149
令和6年3月	310	0	282	147	325	96
令和6年4月	157	0	245	40	284	61
令和6年5月	177	0	258	37	266	57
令和6年6月	285	0	265	207	275	63
令和6年7月	625	4	266	340	325	257
令和6年8月	572	80	273	233	354	348
令和6年9月	529	68	256	181	466	301
令和6年10月	305	28	253	122	332	87
令和6年11月	165	23	275	75	325	50

2 予定使用電力等 (単位: kwh)

	有田募集案内所		田辺地域事務所		新宮地域事務所	
	従量電灯	低圧電力	従量電力	低圧電力	従量電灯	低圧電力
令和7年4月	157	0	245	40	284	61
令和7年5月	177	0	258	37	266	57
令和7年6月	285	0	265	207	275	63
令和7年7月	625	5	266	340	325	257
令和7年8月	572	80	273	233	354	348
令和7年9月	529	70	256	181	466	301
令和7年10月	305	30	253	122	332	87
令和7年11月	165	23	275	75	325	50
令和7年12月	227	0	270	40	482	76
令和8年1月	369	0	255	243	543	92
令和8年2月	423	0	258	202	518	102
令和8年3月	310	0	282	100	490	55
予測合計	4,144	208	3,156	1,820	4,660	1,549

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

分任契約担当官
自衛隊和歌山地方協力本部長
高岡 良一 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●●に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】											
供給電力量 (kWh) 【B】											
再エネ比率 (%) 【A/B】											

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
				〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

年 月 日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
自衛隊和歌山地方協力本部長
高岡 良一 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和7年度に以下の通り に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、 に移転する計画である。

- 1 需要施設名等
需要施設名
需要施設住所
契約予定電力
- 2 供給期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

[illegible]

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再工不電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

別紙第4

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況、④グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.00%	10
	2.50%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を自衛隊和歌山地方協力本部長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。
付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和4年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値(算定方式) $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和4年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①+②+③+④+⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ ① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 令和4年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
-----------------------------------	--

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙第4にのみ適用する。

付 紙

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊和歌山地方協力本部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ⑤ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第5により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

入札参加申込書 (自衛隊和歌山地方協力本部)

下記の入札に参加します。

入札件名	自衛隊和歌山地方協力本部(各事務所)で使用する電気			
入札日時	令和7年3月10日(月) 10:00～			
落札決定方式	単価決定			
会社名			担当者名	
連絡先	TEL		FAX	
電子メールアドレス				
入札書受取方法 (いずれかに○)	1. インターネットホームページからダウンロードして受取 2. FAXで受取 (FAX通信記録等印字を消去して入札書として使用) 3. 契約班窓口で受取 (受取時期: 月 日 時頃) 4. 電子メールで受取			
8. 入札の方法 (いずれかに○)	事前提出の方法 : 持込 ・ 郵送		期限等	(1)適合証明書 及び 特定電源割当計画書提出: 令和7年3月5日(水)17時まで (2)入札書提出: 令和7年3月9日(日)17時まで
※原則郵便入札で実施します。 郵送期限にご注意ください。				

※必ず全省庁統一資格決定通知書(写)の提出をお願い致します。